

## 新型コロナウイルスワクチンのお知らせ (6月28日時点)

### 3回目接種について

6月27日(月)までに市に届いた予診票のうち、VRS(ワクチン接種記録システム)で読み込んだ件数

接種回数	接種率
1回	86.2%
2回	85.7%
3回	81.9%

から、接種対象者(12歳以上の2回目接種完了者(6月28日現在))13万5,062人のうち、3回目接種完了者は11万573人(接種率81.9%)となっています。国は、「3回目接種により、低下した発症予防効果や重症化予防効果等を高める効果がある」と示しています。また、新型コロナウイルスワクチンの予防接種は令和4年9月30日までにを行うものと国から示されているため、3回目接種を希望する人は、お早めにお申し込みください。

### 4回目接種の接種券を送付

国の方針に基づき、市では3回目の接種が終了してから5カ月以上経過する人に、下表のとおり接種券を送付します。令和4年3月に3回目を接種した人の接種券は、医療機関の予約受け付けの集中を軽減するため、2回に分けて送付しますので、ご注意ください。

なお、接種が可能な月になっても接種券が届かない場合、何らかの理由で本市に接種した記録が到着していない、到着が遅れている等の理由が考えられます。接種券が届かない場合はコールセンターへご連絡ください。

3回目接種日	4回目接種可能時期	接種券発送日
3月1日～15日	8月1日～15日以降	7月22日(金)
3月16日～31日	8月16日～31日以降	8月4日(木)

■接種手続きなどに関する相談窓口 弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(☎0120-567-745、月～金曜日＝午前9時～午後8時、日曜日・祝日＝午前9時～午後5時、土曜日は休み)その他の相談・新型コロナウイルスワクチン接種対策室(☎38-3190)

博物館の運営に  
あなたの意見を

## 市立博物館協議会委員を募集



市立博物館の運営などについて市民の皆さんの意見を反映させるため、市立博物館協議会委員を公募します。

▼応募資格 18歳以上の市民(市議会議員、市職員(退職者を含む)、市の他の附属機関の委員、過去に本協議会の公募委員に選任された人は除く)で、年1回程度、平日の日中(2時間程度)に開催する会議に出席できる人

▼募集人数 1人

▼任期 委嘱の日(11月上旬予定)から2年間

▼報酬など 会議1回の出席につき、報酬1万円と交通費を支給

▼応募方法 8月10日(水・必着)までに、応募用紙に次の①・②の事項を記入の上、郵送、持参、ファクスまたはEメールで提出してください。

①住所・氏名(ふりがな)・生年月日・性別・職業・

電話番号・Eメールアドレス・主な職歴

②「私の考える博物館」をテーマにした小論文(応募動機を含む800字程度)

※応募用紙の様式は自由ですが、参考様式を市ホームページに掲載しているほか、博物館で配布しています。なお、応募用紙は返却しません/持参する場合の受付時間は、午前8時30分～午後5時(7月15日(金)～22日(金)は臨時休館日のため除く)です。

▼選考方法 選考委員会で選考し、結果を応募者全員に通知します。

■問い合わせ・提出先 市立博物館(〒036-8356、下白銀町1の6、☎35-0700、ファクス35-0707、Eメールhakubutsukan@city.hirosaki.lg.jp)

子育て世帯を  
支援します

## 子育て世帯生活支援特別給付金

子育て世帯で支給対象者となる人は、給付金を受け取ることができます。

▼支給額 児童1人につき5万円

▼支給対象者 平成16年4月2日(特別児童扶養手当の対象児童の場合は平成14年4月2日)から令和5年2月28日までに生まれた児童を養育する人で、次のいずれかに該当する人

①令和4年4月分の児童扶養手当を受給する人

※6月17日に支給済み。

②令和4年4月分以降の児童手当または特別児童扶養手当を受給する人で、令和4年度住民税均等割が非課税の人

※7月8日に支給済み。

③平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれの子どものみを養育する人で、令和4年度住民税均等割が非課税の人

④令和4年4月分の児童扶養手当を受給していないひとり親の人で、令和2年2月以降の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている人

⑤令和4年度住民税が課税されている人で、令和4年1月以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響により急変し、住民税均等割が非課税相

当の収入見込みとなる人

▼申請が必要な人 支給対象者の③～⑤のいずれかに該当する人/②のうち特別児童扶養手当受給者を除く、令和4年4月分の児童手当が所属庁から支給された公務員



▼申請に必要な書類

○申請者の身分証明書(マイナンバーカード(表面)、運転免許証、健康保険証等)の写し

○受取口座となる通帳やキャッシュカードの写し

○児童の住所が市外の場合は、その世帯の住民票

○④か⑤に該当する人は、申請者および配偶者の任意の1カ月分(◆)の収入(給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入)がわかるもの

(◆)…④は令和2年2月以降、⑤は令和4年1月以降のもの。

▼申請期限 令和5年3月15日(水)

▼支給日 ①・②の人…各種手当の受給口座に支給済み/③～⑤の人…申請してからおおむね3週間以内/令和4年1月2日以降に弘前市に住民票を移した人…課税状況を確認の上、順次支給予定

■問い合わせ・申請先 こども家庭課家庭給付係(市役所1階、☎40-7039)

収入減少など  
対象者は申請を

## 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入の減少など一定の基準に該当する場合、申請により国民健康保険料または後期高齢者医療保険料の減免が受けられる場合があります。保険料で困っている人はお問い合わせください。

▼対象者 (1)世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯/(2)世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の①～③の全てに該当する世帯

①事業収入等のいずれかが、令和3年と比べて3割以上減少する見込みであること

②令和3年の合計所得金額が1,000万円以下であること

③減少が見込まれる事業収入等の所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること

▼減免割合 (1)=10割、(2)=令和3年の合計

所得金額に応じて対象保険料の10割～2割

▼申請に必要なもの (1)=診断書等/(2)=世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれることがわかるもの(源泉徴収票、帳簿、給与明細等)

※申請書は市ホームページでダウンロードできるほか、郵送でも送付しますので問い合わせを。

▼申請方法 申請書と必要書類を国保年金課窓口へ持参するか郵送の上、申請手続きを。

※受け付けは平日のみ/郵送申請の場合は、事前に問い合わせを。

■問い合わせ・申請先 国保年金課(〒036-8551、上白銀町1の1、市役所1階、国民健康保険料について…国保保険料係、☎40-7045/後期高齢者医療保険料について…後期高齢者医療係、☎40-7046)